



4月23日執行 鳩山町議会議員一般選挙の結果

4月23日に行われた鳩山町議会議員一般選挙の開票結果をお知らせします。(得票順・敬称略)

	立候補者名	得票数		立候補者名	得票数		立候補者名	得票数		立候補者名	得票数
当選	中山あけみ	845 票	当選	ねぎし富一郎	504 票	当選	森としお	375 票	次点	小峰文夫	197 票
当選	野田さゆり	715 票	当選	清水ひでゆき	456 票	当選	いしいとおる	347 票			
当選	にっさか和久	574 票	当選	まつなみ健一郎	444 票	当選	石井けいじ	330 票			
当選	大賀ひろし	529 票	当選	小鷹ふさよし	394 票	当選	関根きよたか	268 票			

投票者総数 6,051 人 (投票率 51.59%、無効投票数 73 票)

■問合せ 町選挙管理委員会(総務課内) ☎ 296-1214



町指定の避難所は全て同時に 開設されるわけではありません

台風等の風水害時における避難所の開設予定順序は次のとおりとなっています。ただし、気象状況等、様々な要因により変更となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

台風等の風水害時における避難所の開設予定順序

■亀井地区

①泉井交流体験エリア ②亀井小学校

■今宿地区

①今宿コミュニティセンター ②今宿小学校

■鳩山ニュータウン地区

①地域包括ケアセンター(※多世代活動交流センター)

②鳩山小学校

※地域包括ケアセンターが新型コロナウイルスワクチン接種会場等で使用されている場合は、多世代活動交流センター又は鳩山小学校を開設する場合があります。

■問合せ 役場総務課 ☎ 296-1214

Topics

トピックス



防災行政無線の内容をもう一度確認したい場合

防災行政無線の放送は、気象状況(大雨や暴風)や環境の違い(家の構造や周辺の交通量など)によって聞き取りにくいことがあります。もう一度放送内容を確認したいという場合には、電話やメールで確認することができます。災害時以外の放送でも利用できますので、防災行政無線を聞きそびれた場合はご利用ください。

■電話での確認

☎ 0800-800-0799 (フリーアクセス)

※携帯電話、PHS、IP 電話からはご利用できません。

■防災情報メール配信サービス

あらかじめ登録したメールアドレスへ、防災行政無線の放送内容をメールでお知らせします。

(登録の方法) お手持ちの携帯電話等から登録用アドレス town.hatoyama@sg-m.jp 宛てに空メールを送り、届いた URL にアクセスすると登録手続きができた

す。登録手続の際、配信カテゴリを選択する画面では、「防災」を選択してください。

※携帯電話に登録される方で、ドメイン指定受信などを設定されている方は、空メールを送信する前に【sg-m.jp】のドメインから受信できるように設定してください。

※電話・メールとも、西入間広域消防組合が遠隔操作により放送する火災情報等には対応していませんのでご注意ください。

■訓練配信を実施します(防災情報メール配信サービス)

7月8日(土)午前10時ごろに、防災情報メール配信サービスに登録した方宛てに、メールの訓練用配信を実施する予定です。ご理解とご協力をお願いします。

※防災行政無線の放送はありません。

■問合せ 役場総務課 ☎ 296-1214

ご存じですか？国民年金保険料の免除・猶予制度

経済的な理由や災害等により、国民年金保険料を納めることが困難なとき、申請し承認されると保険料が免除または猶予されます。保険料を未納のまま放置すると、将来の老齢基礎年金や、もしもの時の障害基礎年金、遺族基礎年金を受け取ることができなくなる場合もあります。納付が難しい方は国民年金保険料の免除・猶予申請をしましょう。

免除の内容は被保険者の方の負担能力に合わせ、全額免除・4分の3免除・半額免除・4分の1免除・納付猶予と段階的な免除基準があり納付しやすい環境となっています。また、郵送での申請を希望される場合は、日本年金機構のホームページから申請書を印刷していただき、必要事項をご記入のうえ、役場町民健康課へ郵送してください。

■現在申請可能な期間

令和3年5月分～令和5年6月分

※申請月の2年1か月前まで遡って免除を申請することができます。

※令和5年7月分～令和6年6月分の免除申請は令和5年7月から受け付けます。

■手続きに必要なもの

・年金手帳または基礎年金番号通知書
・失業を理由に申請する場合は「雇用保険受給資格者証」や「雇用保険被保険者離職票」などの公的機関発行の証明書(郵送申請の場合はコピー)

■受付場所 役場町民健康課または役場東出張所(郵送可)

■問合せ 役場町民健康課 ☎ 296-5891



令和5年度 電力・ガス・食料品等価格高騰重点地方 交付金に対する住民税非課税世帯給付金について

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響における「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(重点交付金)の増強・強化」(令和5年3月22日第8回物価・賃金・生活総合対策本部会議)において、電力・ガス・食料品等価格高騰重点地方交付金に基づき、地域の実情に応じたきめ細やかな支援を一層強化するため、低所得者世帯への支援措置として、住民税非課税世帯に対して、1世帯あたり3万円を支給することになりました。

基準日(令和5年6月1日)に鳩山町に住所があり、令和5年度の課税状況が確認できた方に対して、確認書を6月下旬に発送します。

なお、令和5年度の住民税等未申告世帯の方は、ご家族全員の住民税等の申告(令和5年1月1日の住所地で申告をお願いします)をしていただき、非課税世帯に該当した場合は、今回の給付金の対象になります。対象の方には、6月下旬以降、順次通知をお送りします。

■問合せ 役場長寿福祉課 ☎ 296-1241



鳩山町健康づくりサポーター 養成講座の参加者募集！

「一緒に健康づくりの輪を広げませんか？」

鳩山町健康づくりサポーターは、町とともに介護予防に取り組むボランティアの組織です。

主な活動は「地域健康教室」の運営と、介護予防について広く学ぶ「さわやか健康教室」の開催です。シニア世代の皆さまがよりいきいきと過ごせるよう「健康づくりの応援団」として楽しく活動しています。

この養成講座は、講義と実践を組み合わせたプログラムとなっており、サポーターとして活動を始めるための基礎的な内容を学ぶことができます。

ご自身の健康づくり、そしてやりがいや楽しみを見つける機会として健康づくりサポーターになりませんか。

■対象 高齢者の健康づくりや介護予防に興味がある町民の方

■会場 町地域包括ケアセンター及び泉井交流体験エリア交流体験館（予定）

■費用 無料 ■定員 15人程度

■持ち物 飲み物、筆記用具、動きやすい靴、服装でお越しください。

※参加希望者は6月12日（月）から23日（金）までに町地域包括支援センターに電話で申し込みをしてください。

※3回以上参加の方には終了証をお渡しします。

※講座の実施期間中に地域健康教室に参加します。

■問合せ 町地域包括支援センター ☎ 296-7700



回数	日時・会場 受付時間：9時30分から	内容	講師
1	令和5年7月6日（木） 午前10時～正午 地域包括ケアセンター	オリエンテーション、自己紹介 高齢期の健康づくりのポイント 健康づくりサポーターの会の活動等について 地域健康教室で行っている体操の実践（体操体験）	東京都健康長寿医療センター研究所 阿部 巧氏 健康づくりサポーターの会
2	7月13日（木） 午前10時～正午 地域包括ケアセンター	フレイル予防Ⅰ 高齢期の特性を踏まえた運動プログラムの立て方 ※講座と体操実技	東京都健康長寿医療センター研究所 小山雅弘氏
3	7月21日（金） 午前10時～正午 地域包括ケアセンター	フレイル予防Ⅱ 基本のストレッチ体操 ※講座と体操実技	東京都健康長寿医療センター研究所 小山雅弘氏
4	7月24日（月） 午前10時～正午 地域包括ケアセンター	フレイル予防Ⅲ 基本の筋力トレーニング ※講座と体操実技	東京都健康長寿医療センター研究所 小山雅弘氏
5	8月4日（金） 午前10時～午前11時30分 泉井交流体験エリア交流体験館	みんなで支え合う地域づくり グループワーク テーマ：今後の活動について 修了式	生活支援コーディネーター 健康づくりサポーター



6月1日（木）～7日（水）は第65回水道週間です 水道水 安心・安全 これからも ～第65回水道週間スローガン～

水道週間とは、普段なにげなく使っている水道について、私たち1人ひとりが理解と関心を高め、公衆衛生の向上と、生活環境の改善を図るための週間です。水道をひんぱんに使いはじめる6月上旬に、みんなで水道について考えようと、昭和34年から定められています。

水は、私たち人間やすべての生物が生きていくうえで欠かすことのできない貴重なものです。この機会に、

水道を使用している皆さんで改めて水道の重要性を認識し、節水や水の大切さなどを考えてみませんか。

本年も、町立図書館1階に「水」に関する本の特設コーナーを設けます。ぜひご覧ください。

■町立図書館特設コーナー設置期間

6月1日（木）～29日（木）

■問合せ 役場上下水道課 ☎ 296-1228

公募 します

大切な命を守るため、ご協力くださいませんか 「鳩山町自殺対策計画策定・推進委員会」

町では、令和4年3月に「鳩山町のちを支える自殺対策行動計画 第2期」を策定しました。誰も自殺に追い込まれない、住み心地の良いまちづくりに向け、ご意見・ご協力くださる方を募集します。

■応募資格 次の①～④にすべて該当する方

- ①本町に引き続き1年以上住民登録をしている方
- ②令和5年4月1日現在で、満18歳以上の方
- ③応募日現在において、本町の審議会等に2件以上の公募委員となっていない方
- ④審議会等の公募委員就任回数が原則として過去5回以上でない方

■任期 令和5年7月1日（予定）～令和8年6月30日

■募集人員 2人

■会議の開催予定回数 年間2回程度

■報償等 1回につき、2,000円

■応募方法 役場町民健康課（庁舎1階）、町保健センター、役場東出張所に備えてある応募用紙に必要事項を記入の上、6月20日（火）（必着）までに、前記のいずれかに提出してください。（土・日曜日を除く午前8時30分～午後5時。郵送の場合は町保健センター宛）

■委員の決定 応募者が募集人数に満たない場合は、応募資格を確認の上、原則として応募者を委員に決定します。募集人数を超えた場合は、公開抽選により決定します。

■公開抽選 6月21日（水）午後2時から（町保健センター）

※結果については、応募者全員にお知らせします。

■問合せ 〒350-0324 鳩山町大字大豆戸183-1 町保健センター ☎ 296-2530、FAX296-2832



鳩山町新規就農相談会を開催します

農業に興味がある！農業を始めたい！農家になるための方法を知りたい！など、初歩的な内容から、栽培品目や販路などの具体的な内容まで、幅広くご相談ください。

■日時 7月1日（土）午前9時30分～正午

■場所 役場3階301会議室 ■費用 無料

■申込 6月23日（金）までに役場産業環境課へお申し込みください。

■問合せ 役場産業環境課 ☎ 296-5895



令和 5 年 10 月 1 日採用予定 鳩山町職員を募集します

募集職種	採用予定人員	受験資格
一般行政職 (社会福祉士)	1 名	①昭和 49 年 4 月 2 日以降に生まれた方 ②社会福祉士の資格を有する方
一般行政職 (保健師)	1 名	①昭和 49 年 4 月 2 日以降に生まれた方 ②保健師の資格を有する方
一般行政職 (管理栄養士)	1 名	①昭和 49 年 4 月 2 日以降に生まれた方 ②管理栄養士の資格を有する方

※地方公務員法第 16 条に規定する欠格条項に該当する方は受験できません。

- 採用予定日 令和 5 年 10 月 1 日
- 試験日 令和 5 年 7 月 30 日(日) (予定)
- 試験場所 鳩山町役場(予定)
- ※日時、場所は都合により変更する場合があります。
- 受付期間 令和 5 年 6 月 1 日(木)から

- その他 詳細は、町ホームページに掲載する採用案内をご確認ください。
- 問合せ 役場総務課 職員・人権政策担当 ☎ 296-1214



マイナポイント第 2 弾の申し込み期限が令和 5 年 9 月末まで延長されました

マイナンバーカードを活用して、幅広いサービスや商品の購入などに利用できるマイナポイント（1 人当たり最大 2 万円相当）を付与する、マイナポイントの申込期限が令和 5 年 9 月末までに延長されました。

■キャンペーン内容

- ①マイナンバーカードをお持ちの方でマイナポイント第 1 弾に申し込んでいない方、または令和 5 年 2 月末までマイナンバーカードの申請をされた方に最大 5,000 円相当のポイントの付与
- ②マイナンバーカードの健康保険証としての利用申込みを行った方に 7,500 円相当のポイントの付与
- ③公金受取口座の登録を行った方に 7,500 円相当のポイントの付与

■申込に必要なもの

- ・マイナンバーカード
- ・利用者証明用暗証番号（数字 4 桁）
- ・ポイント受取に使用する決済サービスの ID・パスワード

■申込可能場所

マイナポイントのお申し込みはスマートフォン等で

簡単に行えます。詳しくは、右記の二次元コードからマイナポイントの予約・申込み方法をご覧ください。



このほか、町役場町民健康課窓口、セブン銀行（ATM）、郵便局等でも申し込みができます。※営業時間につきましては各営業所にご確認ください。※保険証としての利用登録や公金受取口座の登録だけではポイントは付与されません。登録前または登録後にポイント付与の申込が必要となります。※利用者証明用の暗証番号は 3 回以上入力を間違えた場合ロックがかかります。ロック解除にはカードの所有者の方がご来庁いただく必要があります。※町役場では暗証番号は控えておりませんので、暗証番号を忘れてしまった際もご来庁いただく必要があります。

※マイナポイントは先着順ではありませんので、空いている時間・場所での手続きをお願いします。

- 問合せ マイナポイント総合フリーダイヤル（無料）☎ 0120-95-0178（ダイヤル後、5 番を選択してください）受付時間午前 9 時 30 分～午後 8 時

国民健康保険税の税率等を変更しました

国民健康保険税は、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の 3 つの区分ごとに求めた合算額が年税額となり、世帯主が納税義務者となります。

それぞれの区分は、前年中の所得に基づいて計算する所得割額と、1 人当たり定額の均等割額から構成されます。

また、区分ごとに課税額の上限となる限度額があります。

※令和 5 年度の具体的な税額は、7 月中旬に国保加入世帯の世帯主へ発送する国民健康保険税納税通知書を確認してください。

■問合せ 役場税務会計課 ☎ 296-5892

区分	課税内訳	令和 4 年度	令和 5 年度	差
医療給付費分	所得割税率	7.6%	6.8%	△ 0.8%
	均等割額（1 人当たり）	30,000 円	30,000 円	-
	賦課限度額（1 世帯当たり）	63 万円	65 万円	+2 万円
後期高齢者支援金分	所得割税率	1.6%	1.6%	-
	均等割額（1 人当たり）	12,000 円	12,000 円	-
	賦課限度額（1 世帯当たり）	19 万円	20 万円	+1 万円
介護納付金分（40 歳～64 歳）	所得割税率	1.4%	1.4%	-
	均等割額（1 人当たり）	14,000 円	14,000 円	-
	賦課限度額（1 世帯当たり）	17 万円	17 万円	-

所得割額：（総所得金額等 - 基礎控除額 43 万円）×所得割税率（加入者ごとに計算し世帯で合算）
均等割額：均等割額（1 人当たり）×国保加入者の人数（世帯で合算）

子育て世帯の国民健康保険税を減免します



町では、子育て支援の一層の充実を図るため、国民健康保険に加入する 0 歳から 18 歳までの被保険者に係る均等割額を減免する町独自の制度を創設しました。

- 対象年度 令和 5 年度から令和 8 年度まで
 - 対象世帯 国民健康保険に加入している子ども（18 歳以下）がいる世帯
- 例：令和 5 年度の場合、平成 17 年 4 月 2 日以降に生まれた方

※すでにほかの制度（未就学児の軽減等）により軽減を受けている場合は、軽減後の額を減免します。
※課税額が賦課限度額に達している世帯は対象外となります。

■申請手続

この減免を受けるためには、年度ごとに「申請書」の提出が必要になります。

対象となる世帯には 7 月中旬に通知書（お知らせ）

を送付しますので、同封された申請書に必要事項を記入のうえ、7 月 27 日(木)までに提出してください。（役場税務会計課窓口持参または郵送（必着））

※提出期限を過ぎた場合、減免が受けられない場合がありますのでご注意ください。

■減免額

モデルケースでの年間保険税額の試算

- ・4 人世帯（45 歳夫婦、高校生、中学生）
- ・世帯主のみ給与収入 400 万円（所得 276 万円）

減免前	424,200 円
減免後	340,200 円
差額	△ 84,000 円

高校生と中学生（42,000 円×2 人）の減免

※年度途中から加入した場合は、加入月に応じて課税額を月割計算します。

■問合せ 役場税務会計課 ☎ 296-5892